令和６年能登半島地震対応
産地緊急支援事業実施要領の制定について

５ 農 産 第 ３ ８ ８ ３ 号
令 和 ６ 年 １ 月 26 日
農林水産省農産局長　通知

この度、令和６年能登半島地震対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり令和６年能登半島地震対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

令和６年能登半島地震対応産地緊急支援事業実施要領

第１　趣旨

令和６年能登半島地震の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第 3175 号、３畜産第 1993 号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。）第１のただし書に基づく緊急対策として実施する。

第２　事業内容

事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領本体に定めるもののほか、別記のとおりとする。

第３　事業実施期間

本事業の実施期間は、令和６年１月１日から令和６年３月 31 日までとする。

第４　支援対象

事業実施主体又は受益農家が、令和６年能登半島地震による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第５　留意事項

１　農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益農家に対して、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済、収入保険等への加入を促すものとする。

２　周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附　則

この通知は、令和６年１月26日から施行し、令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震の被害を受けた事業実施主体又は受益農家が、令和６年１月１日以後に行う取組について適用する。